

冊子1

令和5年2月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

2月定例会（1）

開催日時 令和5年2月16日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 議 案

○ 第31号議案
文化財の県指定について

（学芸文化課）

5 報 告

（1）「令和5年度長崎県教職員研修計画」の策定について

（教育センター）

文化財の県指定等について

(提案理由)

長崎県文化財保護条例第4条第1項及び同条例第34条第1項の規定に基づき、2件の文化財を新たに県指定とし、1件の県指定文化財の追加指定をするものである。

(内 容)

1 県指定する史跡

おにつかこふん
「鬼塚古墳」(佐世保市)

所有者 朝長 敏道

2 県指定する有形文化財(考古資料)

おにつかこふんしゅつどいぶついつかつ
「鬼塚古墳出土遺物一括」(佐世保市)

所有者 佐世保市

3 追加指定する県指定史跡

しまばらじょうあと
「島原城跡」(島原市)

所有者 島原市

【指定理由】

1 史跡「^{おにづかこふん}鬼塚古墳」

本古墳は、大村湾を眼下に望む尾根斜面に立地する直径約 17m の円墳で、平成 25 年度に佐世保市教育委員会が行った発掘調査で、古墳の構造が明らかになった。

墳丘には葺石が葺かれ、裾には三日月状の周溝が設けられ、墳丘の断割り調査では、黄褐色土と褐色土を交互に突き固めて積み上げた築造工程が明らかとなった。

主体部は横穴式石室で全長は 3.85m、被葬者を埋葬する^{げんしつ}玄室と、埋葬時の通路である^{せんどう}羨道からなる。玄室は大型の板石を平面長方形に組み上げた構造で、さらに仕切石を設けて被葬者を安置した空間を区別している。羨道部は拳大から人頭大の礫で閉塞されていた。出土した副葬品の構成から、5 世紀第 2 四半期頃に築造されたと考えられる。

本古墳は、大村湾岸に集中して造営される 5 世紀前半の古墳のうち、発掘調査により墳丘や周溝、石室などの構造が明らかにされ、残存状況が良好であることが確認された数少ない事例であり、学術的に非常に価値が高いことから、条例第 34 条第 1 項に基づき県史跡に指定するものである。



2 有形文化財（考古資料）「^{おにづかこふんしゆつどいぶついつかつ}鬼塚古墳出土遺物一括」

本遺物は、鬼塚古墳の横穴式石室の玄室から一括して出土した副葬品である。青銅鏡、^{てつせいかちちゅう}鉄製甲冑、^{てつけん}鉄劍、^{てつとう}鉄刀、^{てつぞく}鉄鍬、^{てつがま}鉄鎌、^{てつぼ}鉄斧が見つかっており、これらの出土物の構成から時期は5世紀第2四半期と特定できる。

このうち鉄製甲冑は、長方形の薄い板状製品の縁辺に穴をあけ、鉾や革紐でつないで組立てたもので、畿内のヤマト政権から下賜された可能性が高く、長崎県では初めての発見となる。副葬品全体は武器・武具を中心とするものであり、被葬者の軍事的性格が強く読み取れる。

記録によれば、5世紀は倭国による朝鮮半島への侵攻記事が多い時期であり、副葬品の組み合わせにみる軍事的性格や、鉄製甲冑から読み取れるヤマト政権との結びつきを考慮すると、被葬者は朝鮮半島への侵攻に関与した人物であった可能性が考えられる。

5世紀前半の大村湾岸の古墳群の性格を読み取るうえで、学術的に貴重な考古資料であることから、保存状態が良好で形態や部位が特定できる58点を対象に、条例第4条第1項に基づき県有形文化財に指定するものである。



3 史跡「島原城跡」(追加指定)

島原城は元和4年(1618)に松倉重正が築城を開始し、その後4氏19代にわたり島原藩の藩庁として約250年間存続した。肥前国の歴史を考えるうえで貴重な文化遺産である。長きにわたり「無冠の名城」として島原市の象徴であったが、平成28年に、本丸跡・二ノ丸跡・外曲輪くるわの屋敷跡(小早川邸)、そして「大手口跡の一部(現島原図書館)」が長崎県指定史跡に指定され、大手口跡の大部分は当時長崎地方裁判所島原支部があったため史跡指定の同意が得られていなかったが、裁判所公舎移転に伴い大手口跡の未指定箇所の一部に関して、市公有地化が実現したため追加指定するものである。

島原城大手口は、全体で東西75m・南北55mという単独の曲輪くるわ(城を構成する一區画)並みの規模を誇る桁形空間から構成されている。大手門自体は上層渡櫓わたりやぐら型式の二階門であったことが絵図資料から推定できる。門の規模については不詳であるが、扉口の幅員(下階桁行)だけでも28m(14間)以上と現況から想定でき、搦手口に当たる諫早門が3間×14間を計ることから、それよりも壮大な建築物であったと考えられる。

当該地は島原城跡が有する本質的価値を構成する重要な要素であり、『長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画(2021)』においてBゾーン(県史跡指定追加候補範囲・積極的な追加指定を目指す候補物件の範囲)としている場所である。今回は市公有化した888.74㎡を県指定史跡島原城跡に追加することで、更なる保護を図ろうとするものである。



(参 考) 長崎県文化財保護条例 (抄)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

第34条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝、又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、県指定史跡名勝天然記念物の指定書を交付すべき相手が多数で個別に交付し難い事情があるときは、教育委員会は、当該指定書を第39条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者(以下この章において「県指定記念物の管理責任者」という。)に交付することができる。

報 告 事 項 (1)

教育センター

件 名	令和5年度 長崎県教職員研修計画の策定について
概 要	<p>1. 趣旨及び経過</p> <p>「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」を踏まえ、「令和5年度 長崎県教職員研修計画」を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年11月28日 「ワーキンググループ会議」の開催・令和5年 1月 5日 「教職員研修計画策定委員会」の開催 <p>※今回の策定では、「指標」策定に参酌を求められている国の「指針」が令和4年8月に改正されたことに伴い、本県指標の見直しが並行して行われていることから、一部内容に指標見直しの議論を織り込んでいる。</p> <p>2. 令和5年度の重点項目</p> <p>(1) 今日的な教育課題に対応した研修の充実</p> <p>本県を取り巻く教育の状況等を踏まえ、今日的な教育課題に対応した研修の新設及び充実を図る。また、可能な限り学校のニーズに応じながら、研修を多様な機会・形態で提供する。</p> <p>(2) 見直しを行っている「指標」に基づく研修の実施</p> <p>令和4年8月の「指針」改正を受けて指標の見直しを行い、新たに策定された指標に基づいて研修の充実を図り実施する。</p> <p>(3) 教員免許更新制の発展的解消に対応した様々な研修の提供</p> <p>教職員が、自身のキャリアステージや課題を踏まえて効果的に研修に取り組めるように、研修の受講にあたってより幅広い選択肢を提供する。</p> <p>例：若手教職員研修（2～5年目）における「選択研修」</p> <p>教育センターで行う研修に加えて、県教委が後援する研修会や研究会への参加等も選択研修の受講とみなすなど、多様な研修機会を多様な研修形態で提供し、教職員がより幅広く、主体的に研修に取り組める環境を整える。</p> <p>3. 今後の対応</p> <p>3月中旬、各市町教育委員会並びに各県立学校へ通知</p>

